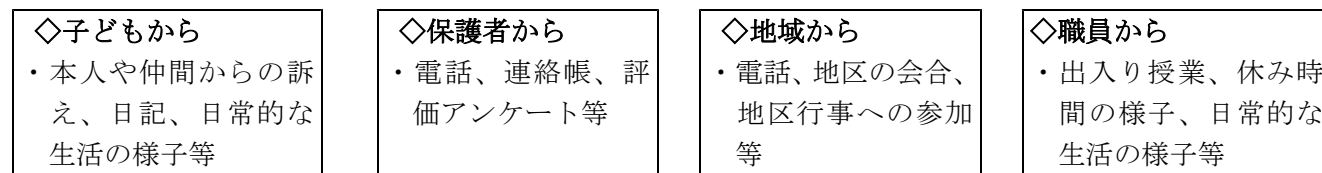


〈別表〉いじめ対応マニュアル

○組織的に「さしすせそ」の対応を行う。※「最悪を想定し、慎重に素早く、誠意をもって、組織的に対応する」



いじめに関する情報・いじめの疑いがある事案

生徒指導担当

招集

- 【校内いじめ対策委員会】**（校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・当該担任）
- ①情報収集（本人・保護者・他の児童・地域住民・関係職員等から情報を集める）
 - ②情報共有（情報を共有する）
 - ③判断（情報を分析した上で判断し、指導についての方向性を協議・指示する）
 - ④役割分担及びスケジュール（誰が、いつ、どう動くのか等の決定、確認）

「いじめ」と認知した場合

認知しない場合

子どもへの対応

保護者への対応

市教委への報告

↓

- ・被害者へのケア。継続的な見守りと温かな人間関係づくり。
- ・加害児童への指導、継続的な観察をする。
- ・他の児童にも自分の問題として考えられるように指導をする。

- ・事実関係を正確に該当の保護者に伝える。
- ・学校での指導、家庭での対応を連携していくことを伝える。
- ・必要に応じて個別面談や家庭訪問を行い、解決するまで相談と連携を続ける。

- ・いじめの事実確認を行い報告。（記録票の作成）

- ・子どもへの指導、経過観察し、記録を残す。
- ・保護者への報告（加害・被害）

対応後の経過観察を報告・連絡・相談し、随時指導・支援体制に修正を加える。

「重大事態」

「いじめの解消」

- ・市教委の判断のもと組織を設ける。
- ①調査②情報の提供

- ・いじめが止まっている状態が継続（3ヶ月が目安）
- ・被害者が苦痛を感じていない。